

## 関連資料 1 我が国の海洋保護区の設定状況

- 我が国の管轄権内の海域における海洋保護区<sup>1</sup>の割合は、約 8.3%と試算されているが、その多くが領海（内水を含む）内であり（約 52.1%）、沖合域（EEZ 内約 3.6%）への海洋保護区の設定等は限られており、特に自然環境又は生物の生息・生育場の保護等を目的にした海洋保護区は沖合域には全くない。
- 重要海域と既存の海洋保護区の重複関係をみると、沿岸域（領海かつ水深 200m 以浅の海域）の重要海域の約 70.8%に何らかの海洋保護区が設定されている。沖合海底域（領海及び EEZ から沿岸域を除いた海域の海底域）の重要海域については、約 8.5%に海洋保護区が設定されているが、沖合域特有の生態系（海山、熱水噴出域、湧水域、海溝等）はほとんどカバーされていない。

---

<sup>1</sup> 「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域（海洋生物多様性保全戦略、総合海洋政策本部第 8 回会合了承）」

我が国の海洋保護区及び重要海域の重複関係等の現状について（試算）

	面積 <sup>1),2)</sup>	重要海域 <sup>2)</sup>		海洋保護区 面積 <sup>2),3)</sup>	海洋保護区に設定さ れている割合 <sup>2),3)</sup>	重要海域に抽出され ている割合 <sup>2),3)</sup>	重要海域のうち海 洋保護区に設定さ れている割合 <sup>2),3)</sup>	
			面積					
日本の管轄権内水 域（内水＋領海＋ EEZ）	447 万 km <sup>2</sup>	321 カ所	—	36.9 万 km <sup>2</sup>	8.3%	沿岸域： 1.2% 沖合海底域： 23.0% 沖合表層域： 18.1%	—	
内水＋領海	43 万 km <sup>2</sup>	—	沿岸域： 5.3 万 km <sup>2</sup> 沖合海底域： 11 万 km <sup>2</sup> 沖合表層域： 11 万 km <sup>2</sup>	22.4 万 km <sup>2</sup>	52.1%	沿岸域： 12.3% 沖合海底域： 25.6% 沖合表層域： 25.6%	—	
排他的経済水域 （EEZ）	405 万 km <sup>2</sup>	—	沿岸域： 0 万 km <sup>2</sup> 沖合海底域： 90 万 km <sup>2</sup> 沖合表層域： 69 万 km <sup>2</sup>	14.5 万 km <sup>2</sup>	3.6%	沿岸域： 0% 沖合海底域： 22.5% 沖合表層域： 17.3%	—	
重 要 海 域 の 区 分	沿岸域 （水深 200m 以 浅かつ領海）	23.3 万 km <sup>2</sup>	270 カ所	5.3 万 km <sup>2</sup>	16.8 万 km <sup>2</sup>	72.1%	22.7%	70.8%
	沖合海底域 （管轄圏内水域 から沿岸域を除 いた海域）	423.7 万 km <sup>2</sup>	31 カ所	103 万 km <sup>2</sup>	20.1 万 km <sup>2</sup>	4.7%	24.3%	8.5%
	沖合表層域 （管轄圏内水域 から沿岸域を除 いた海域）	423.7 万 km <sup>2</sup>	20 カ所	81 万 km <sup>2</sup>				

注)UTM53 系による面積値である。

データ出典：1) 海上保安庁 HP（管轄海域情報～日本の領海～）、2) 環境省 HP（生物多様性の観点から重要度の高い海域）、3) 平成 29 年度沖合域の生物多様性保全に係る調査分析業務による最新データ